

**令和7年度 大阪市阿倍野区における
新たな地域コミュニティ支援事業
募集要項（公募型プロポーザル）**

大阪市では、活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、校区等地域におけるさまざまな地域課題に取り組めるよう、自律的な地域運営の仕組みである「地域活動協議会」等を支援するための事業の企画提案を募集します。

この事業に応募される団体は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

- 1 案件名称
 - 2 業務内容に関する事項
 - 3 契約に関する事項
 - 4 応募資格、必要な資格、許認可等
 - 5 事業者選定及び主な事業スケジュール（案）
 - 6 応募手続きに関する事項
 - 7 選定に関する事項
 - 8 その他
- 別表
- 書類様式

大阪市阿倍野区文の里1丁目1番40号 阿倍野区役所（2階23番）
阿倍野区役所 市民協働課（市民協働担当：久保・藤井・坂尾）
TEL 06-6622-9787 FAX 06-6621-1412
E-MAIL ts0002@city.osaka.lg.jp
URL <http://www.city.osaka.lg.jp/abeno/>

1 案件名称

令和7年度 大阪市阿倍野区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本市では、平成24年7月に策定された「市政改革プラン」において、「成長は広域行政、安心は基礎自治行政」という考え方を基本に役割分担を明確にしたうえで、大阪にふさわしい自治の仕組みづくりを見据え、基礎自治行政について、「ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）」を徹底的に追及した新しい住民自治の実現をめざしてきました。

今後、地域社会づくりと区行政の運営の両面において、より一層徹底させる必要があります。地域の実情や特性に即した地域運営を促進するため、地域活動協議会への効果的な支援を行うとともに、自律した自治体型の区政運営を推進します。現在の地域社会はさまざまな課題を抱えており、社会全体で対処すべき「公共」の分野は大きく広がっています。

この拡大し続ける「公共」については、これまでのように行政が中心となって担うのではなく、地域の課題や資源など地域の実情を最もよく知っている住民等が中心となって担うことにより、行政は住民等と協働し、多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）による取組を継承・発展させ、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりを推進する必要があります。

そこで、この活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を發揮し、校区等地域におけるさまざまな地域課題に取り組み、地域の実情に合わせて効果的に自律的な地域運営の取組を促進することが必要となり、本市では校区等地域を単位とする「地域活動協議会」の形成を促進してきました。

当区においては、中間支援組織による「地域活動協議会」の自律的運営に向けた支援によって、取組が進みつつあります。しかしながら、地域によって、自律的運営に向けた取組の進捗に差があることから、引き続きより各地域の実情に合わせた支援に取り組む必要があると考えます。

この取組を促進するためには、民間事業者の柔軟な立場から、地域の各種団体の人材育成や資金確保を支援し、様々な団体の活動情報を幅広く発信するとともに、連携・協働のための橋渡しの役割を担う中間支援組織の役割が重要です。

本業務は、この中間支援組織を活用して、地域活動協議会の自律的な地域運営にかかる積極的支援等を行うことにより、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりを実現することを目的とします。

(2) 業務内容等（※詳細は別紙 仕様書参照）

上記目的を達成するために、以下の業務を行う。

①地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援

- ア 若い世代など幅広い市民参画の促進、地域における担い手育成や人材育成への助言・指導
- イ 幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すため、事業の効果的な実施を支援
- ウ 多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導
- エ 地域連絡会議等の開催
- オ 地域活動協議会の事務局機能充実にに向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導

- カ 地域活動協議会認知度向上に向けた支援
- キ 地域活動協議会の構成団体への加入促進
- ク 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導 等

②その他まちづくりセンターにおける業務

- ア 相談や受付体制の構築
- イ 業務計画書の作成
- ウ 業務報告書の提出等
- エ 連絡調整会議について
- オ 調査研究による地域支援機能の向上

(3) 契約上限金額

業務委託金額は、金14,257,000円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とします。（応募状況により、選定後調整する場合があります）

(4) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 履行場所

本市指定場所

(6) 本業務における具体的な成果目標

①別紙1-2「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）」

全地域活動協議会において、下記の目標を達成。

項目	達成目標
自律的に実施すべき基本的な事項	全項目達成
自律的な実施をめざす発展的な事項	全11項目のうち7項目以上

②仕様書「6業務内容（1）」における各項目の達成目標について

項目	内容	目標
ア (ア)	新しい世代が参加し、地域につながる継続的な支援	1事例以上
ア (イ)	地域活動協議会におけるボランティア募集件数	5事例以上
イ	地域活動へのかかわりの薄かった人への自治会への加入促進の啓発やイベント情報等の発信	3事例以上
ウ	地域活動協議会と地域活動主体やNPO、市民活動団体、企業等が連携した取組件数	3事例以上
オ (ウ)	・SNSを活用した情報発信を行っていない地域は、新たに行う ・現在活用している地域は、引き続き更新等を行う	10媒体以上
カ	地域活動協議会の認知度向上のためのリーフレット等作成	8,000部以上
キ	地域活動協議会の構成団体である各種団体への加入促進を図るためのチラシ等作成（2種類以上）	各8,000部以上
キ	広報紙（紙媒体）等による広報	2回以上

③本市が実施するまちづくりセンターアンケート調査

項目	目標値
まちづくりセンターの支援に満足している割合	80%以上
地域活動に新たな担い手が増えてきたと感じている割合	55%以上

3 契約に関する事項

選定会議を経て受託予定者として決定された団体は、事業実施に当たり、本市と委託契約を締結します。

契約に関する主な注意事項は次のとおりです。

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき委託契約を締結します。契約内容は、本市と協議の上、仕様書及び企画提案書類に基づき決定します。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがあります。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、各年度の事業完了後、本市の検査を受けてから経費額を確定した後、後に支払うことを基本とします。

(3) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 否

(4) 再委託の禁止

受託者は、業務の全体を再委託することはできません。ただし、業務の一部について再委託を行おうとするときは、再委託先の行う業務内容、再委託先の概要、体制及び責任者について事前に書面にて報告し、本市の承諾を得てください。

詳細については、「業務委託仕様書」10再委託についてを参照してください。

(5) 事業の実施

ア 事業の進捗状況については、本市の要請に基づき、随時報告してください。

イ 個人情報等の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行ってください。

ウ 事業完了後に事業報告書を提出していただきます。

(6) その他

ア 原則として提案いただいた事業内容を実施していただきますが、本市との協議により修正する場合があります。

イ 本案件に関する予算は、現在、令和7年度大阪市一般会計予算要求をしている段階であり、大阪市会において案件に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いません。

なお、上記に伴い、公募型プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合であっても、本市はその損害について一切負担しません。

ウ 契約の締結は、令和7年度大阪市予算が発効したときとします。

- エ 受託予定者決定後契約締結までに、受託予定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとします。
- オ 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行います。

4 応募資格、必要な資格、許認可等

次の基準の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができます。

※ 資格審査申請は、**別表**に掲げる書類の提出により行います。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去2か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (4) 公募型プロポーザル参加申出時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (6) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件すべて満たしているときに限り、可能とします。

ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めません。

ウ 構成員すべての事業者が上記（1）～（5）の基準すべてを満たしていること。

エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること

オ 参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。

なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること

カ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。

キ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

5 事業者選定及び主な事業スケジュール (案)

年	月日	曜日	内 容
令和 7年	1月7日	火	説明会参加申込、質問受付締切 (17時まで)
	1月14日	火	説明会開催、質問回答公表
	1月22日	水	公募型プロポーザル参加申出書類提出期限(17時まで)
	1月24日	金	参加資格決定通知、企画提案書類受付開始 (9時～17時)
	2月4日	火	企画提案書類受付締切 (9時～17時)
	2月26日	水	選定会議 (書類審査及びプレゼンテーション審査)
	3月3日	月	選定結果の通知
	4月1日	火	契約締結 令和7年度委託事業開始

6 応募手続きに関する事項

(1) 申請の手続き、スケジュール

① プロポーザル実施説明会参加申込

申 込 み：別表 (1) のとおり

説明会に参加を希望される事業者は、参加申込書(様式1)に必要事項を記入の上、阿倍野区役所 (E-MAIL: ts0002@city.osaka.lg.jp) まで送信してください。

なお、メールの「件名」に「【新たな地域コミュニティ支援事業説明会申込】」と明記してください。

また、メール到達確認のため、担当 (本要項8 (3) に記載のとおり) へ電話確認を行うこと。

受付期限：令和7年1月7日 (火) 17時必着 (厳守)

そ の 他：参加申込みの受付後、出席していただく回次をご連絡します。

選択できませんので、ご注意ください。

参加人数は1団体2名までとします。

② 募集にかかる質問について

提出期限：令和7年1月7日 (火) 17時必着 (厳守)

別表 (2) のとおり。

質問がある場合は、質問票 (様式2) に明記し、阿倍野区役所 (E-MAIL: ts0002@city.osaka.lg.jp) まで送信してください。

なお、メールの「件名」に「【新たな地域コミュニティ支援事業質問】」と明記してください。

また、メール到達確認のため、担当 (本要項8 (3) に記載のとおり) へ電話確認を行うこと。

締め切り以降の質問は、受付けません。

受付けた質問については、説明会及び、区ホームページで回答します。

③ プロポーザル実施説明会

日 時：令和7年1月14日（火）

第1回 13時15分～（受付 13時00分～）

第2回 15時15分～（受付 15時00分～）

場 所：阿倍野区役所 2階 応接室（予定）

そ の 他：参加申込後に指定された回次にご参加ください。

各回とも開始時間以降に来られた場合は参加できません。

参加人数は1団体2名までとします。

④ 参加申込み及び資格審査について

受 付：令和7年1月14日（火）プロポーザル実施説明会終了後から

令和7年1月22日（水）までの9時から17時の間

（ただし、12時15分から13時までを除く）

別表（3）のとおり

参加決定：応募要件の資格審査を行い、令和7年1月24日（金）までに電話及びメールにより通知します。

参加資格の決定がされなかった申出者については、その理由を付した通知書を交付します。

⑤ 企画提案書類について

受 付：参加資格決定通知を受けた日から令和7年2月4日（火）までの

9時から17時の間

（ただし、12時15分から13時までを除く）

別表（4）のとおり

提 出：**別表**（4）に示す書類7部（正1部、副6部）を担当（本要項8（3）に記載のとおり）まで持参すること

※副本は写し可

※副本については、公正性の確保のため、事業者の称号又は名称、代表者氏名等、事業者が特定できる項目については、マスキングをして、提出してください。

※提出できる案は、1案のみとします。

※また、提案にかかる費用は、すべて応募者負担とします。

そ の 他：提出書類は、理由の如何を問わず返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は事業者選定に、添付書類は参加資格の審査にのみ利用し、他の目的には使用しません。（但し、「大阪市情報公開条例」の規定に基づく公開を除く。）

提出書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがあります。

応募書類の提出に際しては、原本及びコピーのセットをそれぞれA4紙ファイルに綴って提出してください。添付書類については、原本とセットにして提出してください。

表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案事業者名等を記入してください。

なお、提案事業者名の記載は原本のみとし、コピーには記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないでください。

期限後の提出・差し替えは認めません。（大阪市が補正等を求める場合を除く。）

提出書類に虚偽の記載をした事業者は本件提案公募の参加資格を失うものとします。

⑥ 企画提案会（プレゼンテーション）

日 時：令和7年2月26日（水）

場 所：阿倍野区役所 2階 応接室

7 選定に関する事項

（1）選定基準

選定基準、審査・選定方法は次のとおりです。

選定基準	審査内容	配点
①事業の企画内容	・本事業の目的及び業務内容の理解度 ・事業の計画性、実施内容の妥当性 ・業務手法の適格性、実現可能性	40点
②事業の実施体制、 実行力	・業務遂行にあたっての総合的な視点 ・確実に遂行できる組織体制・運営基盤	20点
③類似業務の実績	・類似業務に関する専門性、情報の蓄積	5点
④所要経費、 積算見積金額	・費用積算根拠の妥当性 ・費用積算根拠の効率性	20点
⑤提案内容の アピールポイント	・課題解決能力、手法の独創性	15点

（2）審査・選定方法

ア 審査にあたっては、「令和7年度大阪市阿倍野区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託事業者選定会議」（以下、「選定会議」）において、上記の審査基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、全委員の平均評価点により、最優秀提案事業者を選定します。

ただし、最高点の者が複数者いる場合は、事業者によるくじ引きにより最優秀提案事業者を選定します。

なお、その評価点数が全委員の平均で60点に満たない場合は、選定対象とはしません。

また、提案者が1者であっても選定会議で審査し、受託者としての適否を判断します。

イ 選定会議：令和7年2月26日（水）

選定は、別途、審査会議において行います。

詳細については、別途通知します。

※当日は、プロジェクター（当区で用意）を使用して、プレゼンテーションを行うことも可能ですが、その場合は、パソコン等機器をご準備ください。

審査の結果については、書面で通知します。

（3）失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者は失格とします。

ア 応募者が選定会議委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ 応募者が、応募受付日から委託契約締結日までの間に「4 応募資格、必要な資格、許

認可等」の要件に該当しなくなった場合

ウ 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合

(ア) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

(イ) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

(ウ) 応募提案書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合

(エ) 応募金額が「2.(3)」の委託上限金額を上回っている場合

(オ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 本事業の提案、実施に関わり提出していただいた書類は、公文書として、「大阪市情報公開条例」の規定に基づき、原則公開となります。

イ 本事業の収支を明らかにした帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、これらの帳簿及び関係書類については、当該業務が完了した日の属する年度の終了後5年間保存してください。

(2) 提案にあたって踏まえるべき事項

提案にあたっては、次の事項を十分に踏まえること

ア 別紙、仕様書「4 業務概要」以下に記載する各業務については、業務間の密接な連携により一層の相乗効果を上げることができることを踏まえ、業務間の連携策についてできる限り具体的な内容を盛り込むこと。

イ 委託業務を効果的・効率的に実施するための組織体制（指揮命令系統、人員配置等）について、できる限り具体的に提案すること。なお、その際、上記アの業務間の連携についても配慮すること。また、受注者が複数の者からなる場合は、役割や責任分担等を明確にすること。

ウ 各事業の提案については、別紙、仕様書「5 まちづくりセンターの設置及び人員配置等」及び「6 業務内容」を踏まえて提案すること。特に、区の課題となっている地域活動協議会の認知度向上に向けた支援、各地域活動協議会の情報発信に係る支援については、より具体的に提案すること。

エ 本委託業務の実施にあたっては、「市政改革プラン」、「市政改革プランーアクションプラン編」、「市政改革プラン3.1（市政改革プラン3.0の中間見直し版）」の関係部分を理解しておくこと。

オ 別紙、仕様書における専門用語については、「市政改革プランー基本方針編ー」の用語集を参照すること。

(3) 提出先、問い合わせ先

〒545-8501

大阪市阿倍野区文の里1-1-40

阿倍野区役所 市民協働課（市民協働）

TEL 06-6622-9787

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
(1) 説明会への参加申込	
公募型プロポーザル実施説明会申込書	様式1
(2) 質問の受付	
質問票	様式2
(3) 参加申請に必要な書類	
①公募型プロポーザル参加申出書	様式3
②業務実績調書	団体等の業務内容がわかるもの。パンフレット等。様式は問わない。
③登記簿謄本、又は登記事項全部証明書	法人の場合。提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可
④申請内容確認書	様式4
⑤貸借対照表、損益計算書の財務諸表又は確定申告書	
⑥印鑑証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し不可
⑦使用印鑑届	様式5
⑧団体目的等についての誓約書	様式6
⑨過去2か年の税務署が発行する消費税及び 地方消費税の納税証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 税務署の様式『その3』（または『その3の3』（法人）、『その3の2』（個人）） 非課税の場合はその旨記載した理由書を提出すること。
⑩最近2か年の市町村民税並びに固定資産税の 納税証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 但し、営業が2年未満の者、もしくは非課税で本証明書が2か年分提出できない場合は、 その旨を記載した理由書を提出すること。
⑪委任状	共同体での申請の場合のみ・様式7
⑫協定書	共同体での申請の場合のみ

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
(4) 企画提案書等	
応募申請書	様式8：企画提案書類に添付
企画提案書	様式9-1から様式9-8
役員名簿	様式10 既存のものがある場合は、その写し等で可
事業概要	最近2事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書 何れも任意団体にあつてはこれに相当する書類
定款の写し	任意団体等にあつては、これに相当する書類
<p>その他</p> <p>※本市入札参加有資格者名簿に登録されているものについては、上記(3)③～⑦、⑨、⑩を省略できるものとする。</p> <p>※申し出書類の作成及び提出にかかる費用は、全て応募者の負担とする。</p> <p>※提出書類に虚偽の記載をした者及び「大阪市競争入札参加停止措置要綱」に基づく入札参加停止措置、もしくは「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等除外措置中の者のプロポーザル参加は、無効とする。</p>	